相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市若葉町三三番、最後の住所大阪府門真市常盤町七番八号常盤ビル二階　佐野（方）　被相続人　亡　鎌田　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一四番七号　和光ビル六階　相続財産管理人　弁護士　藤井　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区南本町通四丁目三番地、最後の住所神戸市中央区南本町通四丁目三番二号　被相続人　亡　上野　露子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル八階　フローラ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柴田　眞里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府長岡京市馬場一丁目四番、最後の住所兵庫県神戸市東灘区田中町五丁目一番一二一〇〇四号　被相続人　亡　徳富　武久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル六階　相続財産管理人　福田　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市錦見七丁目三三〇三番地、最後の住所山口県岩国市錦見七丁目二番一二号　被相続人　亡　松島　ミカ

平成二十八年九月十六日

兵庫県川西市久代一丁目二六番一〇号　株式会社ミツワテック確定給付企業年金　清算人　福島　俊幸

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年八月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十六日

埼玉県新座市畑中三丁目三番一号一二一七　デンツプライ三金株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　茅根　幸子

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを名取市愛島東部第二土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示します。

平成二十八年九月十六日

宮城県名取市愛島笠島字後谷地七八番地の二五（四四街区一画地）　名取市愛島東部第二土地区画整理組合　理事長　阿部　栄一

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年九月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年９月16日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①福山住宅　②東京都知事(1)49932　③佐藤虎司　④東京都大田区西蒲田一丁目７番13号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都大田区西蒲田一丁目７番13号　福山住宅　佐藤虎司

①有限会社宮崎工務店　②東京都知事(7)51092　③代表取締役　宮崎敏雄　④東京都足立区梅島一丁目11番16号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都足立区梅島一丁目11番16号　有限会社宮崎工務店　代表取締役　宮崎敏雄

①株式会社高橋工務店　②神奈川県知事(5)第21727号　③代表取締役　高橋聖次　④横浜市保土ケ谷区東川島町63番地３　⑤60万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市保土ケ谷区東川島町63番地３　株式会社高橋工務店　代表取締役　高橋聖次

①株式会社ディー・アール・シー　②京都府知事(1)第13048号　③代表取締役　前川俊行　④京都府京都市中京区堺町通竹屋町上る橘町84番地　北川ビル３Ｆ　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市中京区堺町通竹屋町上る橘町84番地　北川ビル３Ｆ　株式会社ディー・アール・シー　代表取締役　前川俊行

①ジェイ・ホーム株式会社　②大阪府知事(1)第56754号　③代表取締役　中尾拓哉　④大阪府寝屋川市東香里園町11番27号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府寝屋川市東香里園町11番27号　ジェイ・ホーム株式会社　代表取締役　中尾拓哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

事務所山口県周南市児玉町一丁目一一番地　司法ネットきぼう徳山事務所　相続財産管理人　司法書士　内山　敬二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区箱崎二丁目三一二六番地一六、最後の住所福岡市東区箱崎三丁目八番一号　被相続人　亡　山崎　元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

福岡市中央区赤坂一丁目七番五号二〇六号　相続財産管理人　関口　信也

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第百三条第一項の規定による名取市愛島東部第二土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不詳

氏名　松浦　庄治

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により名取市愛島東部第二土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に宮城県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十九条に規定されています。）